



流社第148号
平成25年6月7日

流山市福祉施策審議会
会長 中 登 様

流山市長 井崎 義治



諮 問 書

流山市では、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に要する経費の一部に対して補助金を交付しています。

また、小学校区を単位として敬老行事を自発的に行っている地区社会福祉協議会に対し側面からの支援を行っています。

現在まで、各単位老人クラブ及び各地区社会福祉協議会に対し一律の金額により支援をしているところですが、制度の発足から年数の経過とともに現状では地域ごとの高齢者人口の差が顕著となり、活動内容についても格差が生じてきています。

そこで、支援の適正化及び公平性を保つために制度の見直しが必要と考え、貴審議会に意見を求めるため下記のとおり諮問いたします。

記

- 1 流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱の一部改正について

流山市老人クラブ等活動補助金交付要綱は流山市内に結成された老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するために必要な事項を定めたものです。

現在まで、各単位老人クラブへの補助金は一律の金額で交付

2 流山市地区敬老行事支援事業実施要領の一部改正について、流山市地区敬老行事支援事業実施要領は、自発的に敬老行事を開催している地区社会福祉協議会に対し、支援金を支給するために必要な事項を定めたものです。

現在まで、地区敬老行事への支援金は、市内15地区ある地区社会福祉協議会に対して一律の金額で支給しています。

しかし、各地区社会福祉協議会の敬老行事の開催数及び行事参加者数に格差が生じていることから、適正かつ公平な助成を行うために、以下（案）のとおり支援金の算定の方法を改めるものです。

流山市地区敬老行事支援金額の変更内容（案）

変更後	<p>地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会</p> <p>① 基本額</p> <p>② 活動日数による加算額</p> <p>③ 参加者数に応じたランク別加算額</p> <p>各地区社会福祉協議会への報償費 = ① + ② + ③</p>
変更前	<p>地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会に対し、</p> <p>1地区社会福祉協議会当たり年15万円とする。</p>